

平成 23 年度 内閣府における東日本大震災に係る取組【概要】

内閣府では、東日本大震災に係る内閣府としての各種取組の実施状況を確認し、政策の成果や課題を把握するため、平成23年度内閣府政策評価実施計画に基づき、今回の震災に係る取組の評価を行った。具体的には、部局ごとに、施策に係る取組、連絡会議の開催、情報提供等、主な項目ごとの実績とともに、実績を踏まえた成果や課題をまとめた。以下、主に防災担当部局における取組、防災部局を支援するための大臣官房部局（間接業務）における取組、防災担当以外の部局における震災に関連した取組のそれぞれについて概括する。

第一に、防災部局における取組では、被災者支援施策を推進した他、東日本大震災の教訓を踏まえた防災基本計画の修正を行うとともに、今後の想定地震等に備えた防災対策の充実・強化を図った。

第二に、大臣官房部局（間接業務）における取組では、防災部局における取組を支援するため、岩手・宮城・福島に設置された政府現地対策本部要員として、延べ427名の内閣府職員を派遣し、内閣府全体として震災対応に取り組んだ。また、政府としては初となる義援金の受付窓口を設置し、国内外から寄せられた義援金（約33億1千6百万円（平成24年4月27日時点））を被災都道府県へ送金した。

第三に、防災担当以外の部局における取組では、公文書管理（被災公文書等修復支援事業）、政府広報（被災者の皆様向け・国内外向けの広報等）、経済財政政策（震災による経済への影響分析、被災した特定非営利活動法人の義務の免責期限の延長等）、共生社会政策（被災者・支援者一般向けの「心のケア」対策等）、男女共同参画（被災地での女性等の悩み・暴力相談事業等）、公益法人制度（公益法人等が被災者支援、復旧・復興活動を円滑に行える環境の整備等）、統計委員会・経済社会総合研究所（公的統計の復興の役割の議論等）、日本学術会議（緊急提言の発出等）など多岐にわたる取組を行った。

以上のような取組により、内閣府では、未曾有の震災に対して府を挙げて対応した。

主な取組

| | |
|-----------------------------------|--|
| 日本政府を通じた東日本大震災義援金の受付 （大臣官房会計課） | 国内外から寄せられた義援金約33億1600万円（平成24年4月27日現在）の太宗が被災者に配付され、政府の義援金の窓口としての役割を果たしている。 |
| 職員の現地対策本部への派遣 （大臣官房人事課） | 岩手・宮城・福島三県の現地対策本部の計延べ427人を派遣。派遣職員からの勤務状況報告を取りまとめ、内閣府掲示板に掲載。また、派遣終了後には事務次官等への報告会を開催。 |
| 被災公文書等修復支援 （大臣官房公文書管理課） | 被災地の地方自治体からの要請に基づき、内閣府からの補助金等により、国立公文書館が、被災地において被災公文書等の修復にあたる人材の育成のための研修を実施し、修復作業を早急に進める環境を整備した。 （平成23年度3次補正予算額：70,297千円） |

**被災者・全国・外国人に向けた各種広報活動
(大臣官房政府広報室)**

テレビ、ラジオ、web、新聞といった様々な媒体によって、被災者向けの震災情報や政府の支援情報の提供、全国に向けた「復興アクション」キャンペーン、外国人に向けた日本の現状の発信等の広報活動を実施。

平成23年度全体執行額：約1,460,767千円（参考：平成23年度一次補正予算額：791,611千円）

**経済財政政策に係る施策の推進や会議開催
(政策統括官（経済財政運営担当）)
(政策統括官（経済社会システム担当）)
(政策統括官（経済財政分析担当）)**

・大震災発生以降、「経済情勢に関する検討会合」を数回開催し、「政策推進指針」のとりまとめに向けた議論を行った。（「政策推進指針」は平成23年5月17日閣議決定）

・民間資金等活用事業推進委員会の下に復興段階におけるPFIの活用方法について検討を行うWGを設置。
・「新しい公共」推進会議の下に「震災支援制度等ワーキンググループ会議」を設置。
・特定非営利活動促進法に規定する義務の免責期限の延長措置を実施。
・免責期限の延長措置により、期限内に義務履行が困難な法人に対する救済措置がなされ、また、関係書類の散逸等により、作成が困難となった法人等に対しては、各都道府県より、各事情に応じた適切な助言、指導、監督が実施された。

・「平成23年度年次経済財政報告」や「地域の経済2011」等で震災による日本経済、地域経済への分析を実施。

**防災政策に係る施策の推進や会議開催
(政策統括官（防災担当）)**

・「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の制定

・被災者生活再建支援金の特例措置

・激甚災害法による特例措置の適用期間の延長

・住家被害認定の調査・判定方法作成

・特定非常災害特別措置法に規定する許認可等の特例措置

・生活再建支援のあり方に関する調査

・中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の最終報告等を踏まえ、防災基本計画を修正。

・中央防災会議「防災対策推進検討会議」の中間報告等を踏まえ、「防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針」を決定。本年夏頃に予定している最終報告へ向けた議論を継続。

・被災者支援に関する各種制度のパンフレットを都道府県に送付、HPに公表。

**共生社会政策に係る施策の推進や会議開催
(政策統括官（共生社会政策担当）)**

・「災害と障害者について」を議題に「障がい者制度改革推進会議」の開催。

・被災者、支援者一般向けの「心のケア」対策の一環として、基金を活用した自殺対策の推進やリーフレット「ほっと安心手帳」を作成、都道府県・政令指定都市等に送付、HPに公表。

男女共同参画社会形成の促進に係る施策の推進
(男女共同参画局)

- ・女性の視点からの復興や起業活動支援に関するシンポジウムを開催。
- ・地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業
- ・被災地における女性等の悩み・暴力相談事業（H23年度3次補正予算額：237,300千円）
- ・避難所に掲示する壁新聞、地方紙等による広報

公益法人等が被災者支援、復旧・復興活動を円滑に行える環境の整備等
(公益認定等委員会事務局)

- ・平成22年度末の委員長メッセージ発出を皮切りにした、被災者支援、復旧・復興活動の法人への前向きな検討の呼びかけ。
- ・法人の行う被災者支援、復旧・復興活動・寄附について情報収集及び情報提供。
- ・法人が被災者支援、復旧・復興活動をする際に、事業の変更等の手続きが必要な場合に最優先に対応。
- ・公益法人認定法に規定する定期提出書類の提出義務等の免責期限の延長措置を実施。

震災復興と統計

(大臣官房統計委員会、経済社会総合研究所)

- ・「ESRIー経済政策フォーラム（第47回、第48回）」を開催し、公的統計の復興の役割や統計からみた復興の課題について議論。
- ・国民経済計算における震災の影響への対応について四半期速報及び年次確報において公表するとともに、平成23年5月に震災関連事項の国民経済計算上の取扱いについて公表。

科学者の内外に対する提言、報告

(日本学術会議事務局)

- ・緊急集会を開催。
- ・7次にわたる緊急提言、会長談話「放射線防護の対策を正しく理解するために」、海外アカデミーに対する報告書、幹事会声明等を発出。
- ・東日本大震災対策委員会及び分科会を設置（第21期）し、復旧・復興に関する具体的な措置等を提案、エネルギー政策のあり方についての調査報告を提示。
- ・公開シンポジウムを開催。
- ・東日本大震災復興支援委員会および分科会（災害に強いまちづくり分科会、産業振興・就業支援分科会、放射能対策分科会）において審議を実施（審議結果として、平成24年4月9日に「学術からの提言—今、復興の力強い歩みを」を発出）。